

<事前にお読みください>

任意の予防接種には、原則保護者の同伴を必要としますが、保護者が特段の理由により同伴することが出来ない場合、被接種者の健康状態を普段より熟知する親族等で適切な者が、保護者に代わり被接種者に同伴する事は差し支えないこととします。

保護者以外の方が同伴して接種する場合には、接種時の問診票とあわせてこの委任状をご提出下さい。

任意予防接種 委任状

(西暦) 年 月 日

康心会 湘南東部総合病院 院長殿

私は、子（お子さんの名）の予防接種（予防接種の種類（複数可））を受けるにあたり、
代理人に一切の権限を委任致します。

委任者 住所

保護者 氏名（保護者自署）

緊急の連絡先（電話番号）

代理人 住所

氏名（代理人自署）

被接種者との関係（続柄）

電話番号

予防接種のご案内

持ち物

保険証・診察券を持参して下さい。

※未成年の方は保護者の同伴が必要です。

保護者の同伴ができない場合は、下記の「未成年の方が接種する場合」をお読みください。

予防接種を受けられない人

- 明らかな発熱を呈している者（体温 37.5℃以上）
- 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- 麻しん、風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

予防接種による健康被害救済制度について

任意接種により健康被害が生じた場合には、医薬品医療機器総合機構法に基づき手続きを行う。手続きは、健康被害を受けた者又は家族が必要な書類を揃え、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構救済制度相談窓口（〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞ヶ関ビル 電話 03-3506-9411）に請求する。

未成年の方が接種する場合

原則、未成年の方の接種は、保護者同伴でお願いします。

※接種当日は、母子手帳および保険証、診察券をお持ち下さい。

- 中学生以下のお子様は、保護者の同伴が必ず必要です。
- 高校生以上に相当する年齢で 20 歳未満の方は、委任状に保護者が記入・署名したものを持参していただければ、保護者の同伴なしでも接種できます。
- 社会人および既婚者の方は、保護者同伴の必要はありません。
- 予診票および委任状は、受付窓口にてお受け取りになるか、当院ホームページより事前に印刷・記入のうえご持参ください

【未成年者用】 予防接種予診票／※委任状（任意予防接種用）

【成人用】 予防接種予診票。

※委任状が必要な方

任意の予防接種には、原則保護者の同伴を必要としますが、保護者が特段の理由により同伴することが出来ない場合、被接種者の健康状態を普段より熟知する親族等で適切な者が、保護者に代わり被接種者に同伴する事は差し支えないこととします。

保護者以外の方が同伴して接種する場合には、接種時の問診票とあわせてこの委任状をご提出下さい。（例）祖父母の方など